

山梨県環境保全審議会廃棄物部会(平成21年度第1回) 会議録
(平成22年3月10日掲載)

- 1 日 時 平成22年2月8日(月) 午前10時～11時50分
- 2 場 所 県庁北別館506会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委員) 金子栄廣 芦澤公子 飯窪さかえ 石井迪男 中村文雄 小沢典夫
白川恵子 永井寛子 古屋 昶 森 智和
(事務局) 榊原森林環境部理事 橋田環境整備課長 笹本廃棄物対策指導監
小澤総括課長補佐 施設計画担当(4人) 産業廃棄物担当(1人)

4 傍聴者等の数 10人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会あいさつ
- (3) 廃棄物部会委員の紹介
- (4) 廃棄物部会長あいさつ
- (5) 議事
- (6) 閉会

6 会議に付した議案

廃棄物最終処分場について

- (1) 環境整備センターの収支改善策【公開】
- (2) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針【公開】
- (3) その他【公開】

7 議事の概要

(1)環境整備センターの収支改善策について

(議長)

それでは、早速議事を進行して参ります。議事が円滑に進みますよう皆様のご協力を
よろしくお願いいたします。なお、説明、発言等は着席したままでお願いします。

さて、本日の議題は、「廃棄物最終処分場について」ということですが、大きく
3つに分けて、順次、委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴することとした
と思います。

まず、第1の項目「環境整備センターの収支改善策」について、事務局から説明をお
願いします。

(事務局)

資料を基に説明

(議長)

ありがとうございました。事務局から第1の項目について説明がありました。ただい
まの説明について、まず質問を受付けたいと思います。

(委員)

5.5年の設定をしている訳ですが、このまま行き、延長となると何年位になるの
でしょうか。

(課長)

今、延長の議論がいろいろ取り交わされていますけれども、公害防止協定で埋立期間
が決まっていますので、まず延長ということを地元の方をお願いをする場を設けていた

だけなのかどうか、まずそこがあると思います。その後、お願いをしたとしてどうなるのかということもありますので、今の時点で委員が言われたように何年延長を模索するのかとか、あるいはそもそも延長についてどの様にしていくのかということがこの時点ではっきりと決まっているものではないということでございます。

(委員)

5.5年の期間の中で、経営審査委員会で、このままでいくと5.5年で実際には28万³の埋立容積の何%までしか埋まらないということなのでしょうか。経営審査委員会の計画の新しい案で改善が進められたとして、それでも35億円の赤字がでるとのことなのでしょうか。このままでいった場合の埋立割合を教えてください。

(課長)

この経営審査委員会の試算でいきますと平成36年度において約35億円の赤字がでるとのことでございますが、5.5年ではおおよそ3割程度の埋立廃棄物量の推計なのかなという話を頂いています。

(委員)

7割は空いているということですね。

(課長)

はい。

(委員)

私、初めてここに来ましたので、センターの収支改善策についてと突然言われてもなかなか馴染めないところがあります。今の委員の質問の関係ですけれども、今、産業廃棄物の発生量が減っているのではないかと思います。このこと自体は良いことだと思います。5.5年に決めたときに比べて減ってしまっていて、その要素からみるとどれ位減っているのか。処理料金が高いということは聞いていますけれども、発生量自体が減っているということだと思います。

(委員)

5.5年を決めた基準は何ですか。他の民間処分場はもっと長いと思います。それをどうして山梨県の場合は5.5年を決めたのか分からないので、そこも含めて教えてくださいと思います。

(課長)

まず、廃棄物量の推移の関係です。お手元の資料の資料9「経営審査委員会報告書」の別紙2に産業廃棄物の最終処分量の推移があります。上の表が排出量、再生利用量、最終処分量が載せてあります。排出量については平成5年度から平成19年度までの記録があります。排出量は横ばい状態になっています。再生利用量については、平成5年度から平成15年度まで伸びまして、その後はほぼ横ばい状態になっています。再生利用量が上がったことによりまして最終処分量は平成5年度から平成15年度まで下がり、そこからほぼ横ばいとなっています。下の表は最終処分量がどうなっているのかを表したものです。一番上の線が最終処分量を示しています。真ん中の線は自己処理量です。これは自分のところに処分場がある会社が1社あり、そこで処理されているものです。下の線は委託処理量ということで、民間の処分場に委託されている量でございます。これは山梨県内から発生した産業廃棄物について調査をしたもので、推計の値です。5年ごとに実

態調査として行っており、平成 5 年度実績、平成 10 年度実績、平成 15 年度実績ということで調査しております。平成 16 年度、17 年度、18 年度、19 年度というのは、平成 15 年度調査の実績を基にしまして、簡易な調査をしたものですが、それが平成 16 年度、17 年度、18 年度、19 年度として表れているもので、これが処分量の状況でございます。

当初、明野の処分場を計画した平成 8 年当時におきましては、平成 5 年度実績の調査の 14 万 5 千トンの委託処理量があったものをベースに行っています。その後、廃棄物の量も減ったということもありますので、最終的には平成 15 年度実績の 5 万トンをベースに平成 18 年の時に規模の縮小を行ったものが、今の約 28 万 m³の埋立容量ということで計画を進めているという状況でございます。

次に、5.5 年についてです。別紙 3、これは明野の処分場の規模、内容の見直しについて記載してあるものです。平成 8 年 3 月の基本設計時の埋立期間は、すでに 5.5 年として計画を進めてきているものがございます。これは、地元との交渉だとか、あるいは建設地を決定した時点の地形等を踏まえて、当時の廃棄物量から 5.5 年で埋立が完了するであろうということから始めたものです。これについては地元と交渉する中でなるべく早くしてもらいたいという話があり、当時地元の方からは 5 年で終わらせて欲しいとか、そういう交渉の経過があつて最終的には廃棄物の量などを踏まえて 5.5 年で埋立が完了できるであろうということで、平成 8 年 3 月の基本設計時において 5.5 年を最終的に決めたという状況でございます。

(議長)

ほかに今の時点でご質問がなければ、共通の理解を得られたということにさせていただいて、ここからは自由に意見を頂戴したいと思います。

(委員)

この明野の問題については、排出量がどうかということが中心となって議論されています。その前にこの施設の役割というものをもっと認識しなければ、議論が曲がっていってしまうと思います。なぜならば当初は、皆さんご承知のとおり経済も活発で本県においてもそれなりの排出量が出ていて、それを適正に処理しなければならない。県民の生活環境、安全を保障するには施設が必要であるという中で、一般廃棄物の焼却灰も入れるという状況の中でスタートしているのです。

一般廃棄物は県内の人口に大きく左右されますが、これはほぼ安定的に排出されます。焼却灰が入ったとすれば、かなりのいい数字で推移していったと思います。ところがそれが入らなくなったということで苦しい選択となりました。加えて経済が大きく低迷してきました。廃棄物は生産活動、消費が活発にならなければ量は増えません。たくさん出ていたときからすれば儲かったか、損をしたかは議論の対象となるでしょうが、今はそうではありません。必要な施設で、文化施設と同じ認識を持たなくてはなりません。

例えば、家庭で考えてみましょう。もうお爺さん、お婆さんになったから、トイレ、風呂はいらないよということはある得ないと思います。隣に借りればいいというのは通りません。それと同じです。そういう中で、5.5 年が云々とか、赤字がいくら云々とかは問題ではありません。生活の安全、安心を担保するには県民一人一人の責任において処理していく必要があります。そういう認識に立って、どうしていくのかということを経験していかないと、5.5 年が云々とか、35 億が云々とか、確かにお金の掛かることだがこれは仕方ありません。

精度の良いものとするために設備投資しなければなりません。地域住民の要望が有り、それが重なって今の数字になっています。県民一人一人の責任において、その施設を運営していくという認識に立って議論していかなければならないのではないかと思います。私は、文化施設と何ら変わらない施設と思っています。

設備は高度なものとしていかなければなりません。廃棄物の排出量は減ってきています。これは大事なことで良いことだと思います。そうあるべきだと思います。これから廃棄物はどうしていくのが良いのか。廃棄物の排出者は生産者です。これから減ってくる中で、企業がどういう素材を使ってくるのか、どういう製品を世に送り出すのか、それによって大きく数値が変わってきます。技術革新の予測は誰だってできないと思います。そういう未知数のものを含んだ中でどうしていくことがいいのかということを議論していく必要があると思います。

産業廃棄物業界も組織化して異業種の人たちと知恵を出し合って、新しいリサイクル処理の方法、システムを模索していかなければならない時だと思います。山梨県の特徴といますか、欠点といますか、産業経済の厳しい状況の中で、環境問題を議論する場合は、山梨県の特異性を認識した上で議論していかないと正論は出てこないのではないかと思います。

付け加えますと7～8年前に環境省の講演がありまして、当時PCBの処理をどうするかという議論の最中でしたが、その時の環境省の部長の話でPCB処理施設を全国へ5か所に設置することについて、これはあくまでテストケースということで、今後は一般廃棄物にあっても最終的に全国に何か所か最終処分場があればいいという格好になるだろうと言っていました。広く環境を考えた時に、長距離はトラック輸送ではなくて鉄道、船舶をと言っていました。一部では進んでいます。各地域に於いては、各県の中に県民に受け入れられるような高度な施設を造るのであればそうあるべきと提言しています。

そういう点からみても本県の明野処分場については、安全性について十分クリアしていると言えると思います。地元の人いろいろな言い積み重なって高くなってしまったという部分もそういう面ですと良かったのかなと思います。

(議長)

ありがとうございました。何か他にご意見はありますか。

(委員)

私も初めて参加させていただくので、明野の処分場の問題と少しピントが外れてしまうかもしれませんが、明野の問題が話題としてあがった頃から、県内で出た廃棄物を県外で処理するのではなく県内で処理するべきと思いますけれども、まず出るから処理という考えではなく、出さないという排出抑制というところを考えないといけないのではないかと思います。

産業廃棄物と一般廃棄物と混ぜて考えていいのかわかりませんが、分けて考えなければいけないのかもしれませんが、社会的には3R運動というリデュース、リユース、リサイクルという考えが広まっております。リサイクルは産業系のほうも進んでおりますが、その前にリデュースというごみを出さない活動、ノーレジ袋も広まっております。マイバック、マイボトル、マイ箸運動も広まっておりますので、3Rのごみを出さないという運動がもっと広まっていくと思います。そうすると、最終処分するものは減っていくのではないかと思います。私はこのごみが足りないということは良いことなのではないかと思います。

産業廃棄物の処分対象の中にも廃プラスチックや金属くず、動植物性残さ、紙くずなどリサイクルできるものがたくさんあり、それをどうして最終処分してしまうのか少し疑問です。これもできるだけリサイクルするように、建築廃材などは有機溶剤などの関係でバイオマス利用ができないかもしれませんが、もともとの建築のところからエコ建築をするように進めていけば本当に最終処分するものは減っていくのではないかと思います。

ドイツの例ですけど、最終処分場がいっぱいになり、また新しい最終処分場を造らな

ければならないというところで、学校の先生を中心にごみを出さないという運動を始めて、その学校から各家庭にごみを出さないということが広まり、その町、市では最終処分場を造らなくても良くなったという例があります。

景気の低迷ということもごみが減ったという理由の一つではあるようですが、3R運動をもっとこれから広めていきたいと思えます。そういう社会になっていけば最終処分場も焼却灰にしても、ガス化熔融炉ですとかいろいろありますけれども、環境センターそのものも県で一つあればよくなるかもしれません。

最終処分場もこれから県内 5 か所の地域に区分して造っていくというようなことが書かれています、それも必要ないということになるかもしれないので、発生抑制というところを強めていく必要があるのではないかと思います。

(委員)

処分場の問題について考え直してみますと、何年も前に、平成 18 年に協定が結ばれる以前に、米倉山の問題がありました。そして米倉山に廃棄物をという話になった時に、かなりあの地域の方たちと県の審議会など、いろいろな形ですぐに論議をしました。そして安全性、安定的な処分場を造ることに對して、専門的には安全であるというところまで確認しましたが、あの場所には出来なかった。

その時から処分場の問題についてはずっといろいろな意見が出てきたり、環境保全審議会でも県内の廃棄物に対する推移など、いわゆる形態なども考えたり意見を申し上げてきたりしてきた経過があるのですが、今の段階で改善策をとりますと、経営的な視点から考えてもこの期間設定というのは無理ではないのですか。

18 年の協定を締結した時に、既に私は最終処分場の形態そのものが、産業廃棄物も一般廃棄物の焼却灰もすべて受け入れる以外に、できれば一般的に埋立ては 10 年位の構想で、そして一般廃棄物も入れていくような方向性を持つべきではないかなと思っていたのですが、そのようになりませんでした。

産業廃棄物の推移が、経済的な背景の中で横ばいになったという時点から、今は減少しているわけですが、この時に審議会あたりで、廃棄物部会でも一度処分場のことについての経営的な視点や形態的な問題を考えるべきではなかったかと今は思っているのです。

時すでに、この問題が県政課題として、改善策ということになっていまして、どのように改善したら良いかということに對して、県の政策の中でいろいろな情報を得ますと、県政の方向性としては、地域の人に了解を得て 5.5 か年の埋立期間の延長という話ですが、いろいろな意味で、よその県の関係からいろいろ考えてみると一般的には最初から 10 年位の構想でということが普通だったのではないのですか。私はそのような考え方が頭の中にあっただけです。

13 品目の中で単価の安い県外に出る廃棄物があります。中間的な施設も県外にあるわけですからそこにもどんどんどんどん出ていくとなると、明野に入る量は完全に減ってくるというのは当然なのです。リサイクル的な効果を求めていくというような将来的な展望も話されましたけれども、将来的には、自分の県で出したごみを処理していく、リサイクルしていくというリサイクルビジネスというものが必要なのですが、今現実はどうしたらいいのかということになりますと、一般廃棄物まで入れて、なんとか低コストの中で、廃棄物の量のある程度確保して 10 年間の構想の中でやっていくようなことしか考えられないのです。私としては、そのような改善策位しか言えないのです。

どうしたらいいかわからないのですが、県政の中でもしっかりと見直していただいて、将来構想の中で長期に考えなければならないのです。地元との交渉もあるでしょうが、他県の状況からしても公共関与である最終処分場というのは 15 年位が一般的だと聞いていますので、10 年から 15 年位の期間がなければならないということを考えて収支計画を

立てながら地元との交渉を再度して欲しいと、このように思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(委員)

私もこの問題というのは初めてで的是はずれということがあるかもしれませんが、そもそも処分場というのはリスクが大きいと考えられがちで、地元を招致するとか建設するというのは嫌がられます。自分の裏庭には造りたくないという考え方なのです。そういうリスクの面ばかりが大きく取り上げられすぎて、安全ということを過度に求めてしまい、管理費や建設費などのコストが掛かってしまい、結局元が取れないということが多くあると思うのです。今回もまさにそのケースだと思うのですが、そういう時に、もちろん安全は大切なのですが、リスクに対して利益のバランスをきちんと考えておくということが事前に必要だと思うのです。

そのところはなかなか難しいところではあるのですが、利益が地元還元される量というものをもう少し考えていくべきだと思うのです。この収支計画の場合ですと、収支が1,800万円位で、つぎ込まれる金額に対して収支が少し小さすぎると思うのですが、それがどう使われるのかということが、廃棄物に関するお金に使われていくという話は聞いたのですけれども、それをもっと地元還元させてあげたほうがいいのではないかと思います。

そうすると地元の人たちも廃棄物を処理するという事で自分たちの使うお金も増えていくということになります。事業に参加しているという精神が生まれて、そうするとその年限をもっと増やさなくては利益が出てこないということになります。収支のことをもっと考えると思うのです。地元還元していくお金をもっと増やしていくべきではないかと思います。

廃棄物に関する産業は静脈産業と言われていて、作り出すほうを動脈産業と言い、その出てきたものを処理していくというのが静脈産業と言われていています。これも一つの産業として考えていくべきではないかなと思います。やはりお金は気になる場所ではありますが、出て行くものと入ってくるものと、その収支をもっと考えていくべきではないかと思います。

推算でいくと35億の赤字が出てくるということですので、もし10年間とか15年間とか伸ばしたとして、一年間の料金収入と管理費と、人件費がどれ位掛るのか、設備の維持費がどれ位掛るのかなど収支を見ておかないと、損益分岐点がどこにあるのかということを考えないと、年度だけ先に何年間延長すると言っても、管理費のほう掛るのであれば赤字がどんどん膨らんでしまうだけということになりますので、まずその点を計算してから交渉に臨むということが大切なのではないかと思います。地元でどの程度の利益が出るかという提示をしないと交渉ごとではできないのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

今のお話賛成なのですが、経営審査委員会の報告書を見させていただいて、これはこのとおりだと思います。ただし、公害防止協定で決められている約束事です。これを変更させていくというのは容易なことではないと思います。新しい条件を提示する中で、期間を延長するとか、または埋立てる廃棄物の種類を増やすとか、そういうことを5.5年

の間ずっとやっていいと思います。いつまでやれというのではなく、ぎりぎりまでねばり強くやり、そして期間を延長するなり、廃棄物の種類を拡大するなりしていくのが良いのではないかと思います。

私は基本的には、これだけ立派な、非常に安全な処分場は日本中探しても無いと思います。それを3割だけ埋立て、あとの7割を埋立てずに放っておくということは、これは許されないことだと思います。社会的に見てそうだと思います。またこれだけ赤字を出すということも良くないことですし、やはり満杯にすべきだという合意形成を作っていかなければならないと思います。

そういう中で何をしたらいいかということ、地元の理解を得るといふことの前にやることがあると思います。平成6年の明野処分場が決まる時は、これでは日本中の埋立処分場がどんどん無くなっていく、なんとかしなくてはならないということの中で、こぞって廃棄物の処分場を県にお願いしたのです。造ってくださいとお願いしたのです。これは廃棄物処理業界、事業者、そして行政も、市町村からもこぞって強く要求した結果これが生まれたわけです。

その後の経済状況の変化の中で今こういう6.7パーセントですか、こういう状態になってしまったということですが、その時要求したのですから、完成したものに対して、廃棄物処理業界、事業者もこれに対して正面から向きあわなければならないと思います。業界、事業者にも一部責任があると思って、この処分場の利用を促進しなければいけないと思います。そういう意味において、ではなにが出来るかということ、今、県外に行っているもの、それをいかに明野の処分場に引き込むかということなのです。

もちろん、先ほどありましたように発生を抑制しなければならないのは当然ですが、それでも尚且つ、以前ゼロエミッションをして分かったのですが、やはり最終処分場は必要なのです。その廃棄物を今県外にその多くを出してしまっているのです。そういうものをいかにあそこに引き込むか、そのためにはなにが出来るかということを考えてほしいと思います。

それを地元との交渉に先立ってみんなで考えるべきだと思います。一つは価格の問題があります。価格をもう少し引き下げたらいいいのではないかと思います。産業廃棄物業界としては今までやってきたところのお付き合い、リスクを考えているのです。もし明野が満杯になった時に、次のところをと考えた時に、今お付き合いしているところのお付き合いも続けていかなければならない、そのためにそちらに持って行くということがあると聞いています。そういうところで、権利をいかに留保するかというところで知恵を絞って、できるだけそちらを少なくして、そちらに搬入していた分を明野にもっていくような、そういったことを業界も排出事業者も一緒になって良く考えて、できる限り明野に持って行く、そして市町村も焼却灰という形で無く、なんとか熔融スラグ化して明野の処分場に持って行くことを真剣に考え、せっかく造ったすばらしい処分場を無駄にしないようにすること、それが重要であると思います。

(議長)

大変ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(委員)

今までの方と大体同じ方向なのですが、発生抑制は是非前提にしていかなければならないと思います。でも現実には県外に搬出されてしまうということに対して、私たち自身が真剣に関心を持たないといけないと思います。

どういう条件を出して地元の方々に何年か掛けて、受け入れていただけることなのかは現時点ではなかなか難しいと思います。私たちは地元であれだけ激しい反対運動があったことは、まだ記憶に新しく、その地元の方と合意をするために協定を結んだわ

けで、この協定というのは地元の方にとっては大変な、私たちが考える以上に重いものだと思います。県にとっても重いものだと思います。そこからどうしようかということ、そこから動かない状況なのですけれども、新聞とか日常的にメディアとかで最近よく出てくるわけなのですけれども、人ごとだと考えている人が多いのではないかと思います。

今、明野の方々、当事者は大変な思いをしていると思います。協議の場についてただけのかわからないと先ほど県の方がおっしゃっていましたが、県の方もせっぱ詰まったところにいると思いますけれども、地元の方はあれだけ抵抗したにもかかわらず造ってしまった。けれども協定書があったから認めたということがあると思うのです。それをこんなに簡単に反故にされるということは、やっぱり当事者は大変な思いをしているわけです。

では、それ以外の人たちはどうなのかと、切実な問題として考えているかということ、私はそうは思えないのです。どちらかということ客観的な見方をしていると思うわけで、私はこれをいい機会として、駄目ではなく、いい機会として、県民みんなが自分たちのごみですから、1か所の地域にお願いして後は県と交渉しなさいではなく、県民みんながこの問題に正面から向き合っていくという機会にしていきたいと思います。

県の方もそういう問題に置き換えていただきたいと思います。県も、説明をいただくと、それなりの資料を基にこういう計画を立てたわけで、誰を責めるということができないのです。誰を責めることはできないのですが、県民一人一人の問題なのです。ですから、私はこれをチャンスとしてみんなで考えて、最終的な方向性としては委員がおっしゃったような方向性にもっていけばいいし、あるいは拡大生産者責任という問題も、一つの県では解決できない問題ですから、これは国の方に求めていく、要請していくという県民運動をしていただきたいと、是非そう思います。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

皆さんがおっしゃった意見は今まで何回も出ていて、そこで止まっているわけです。県民一人一人の責任なのです。それが重要なのです。その意識を持つ、持たせる、これは市町村の責任です。市町村がもっと、当初は市町村の焼却灰も入るということで市町村も入っていました。ところがはずれてしまった。では関係ないではなく、市町村が県民市民の一番身近な窓口ですから、一番そういうことはやらないといけないと思います。

話は戻りますが、去年の7月31日の山梨日日新聞に、福井県の民間処分場について掲載されていました。安いので搬入していたが、倒産してしまったということで、その対策経費はどうしようかと、福井県は困ってしまいました。富士吉田市、上野原市、山中湖村などに、残った廃棄物の対策経費を負担しなさい、金額は13億円です。こういう問題では、全国の不法行為があるたびに山梨県からのごみに関係しています。こういう実態の中で、県民として恥を知らなければならないと思います。

それではどうするかと言いますと、そういうことを真剣に考え、もっと踏み込んだ議論をしていく必要があると思います。これを市町村がせずに県が直接しているから大変なのです。県の方の肩を持つわけではありませんが、産業廃棄物業界が高度な施設を造りたいと思っても、経済や企業の状況などを背景になかなか出来なかったのです。そして、県外依存型が主体になってしまいました。それが市町村にもその病気が移ってしまいました。そういう状況の中で、やはり山梨県は廃棄物が少ないから、あるいは経済が厳しいから出来ないようでは困ります。

先ほども言われた減量化も大変なことだと思います。分かりますが、そう言いながら現在もごみを出しています。だから必要なのです。だから今後は小さくするでしょう。

小さい分だけ高度になるでしょう。あるいは、ゼロエミッションはいらなくなると思います。企業がどのように動いていくかです。近い将来は地球上でもそういう生活を試みていくことになると思いますが、今は、現実には、少なくとも出ています。そういう方向に行くようにするというのはいいですが、それはそれ、これはこれ、処理はしていかなければならないと思います。

そうすると、そういう原点があり、地域の人たちと良く話し合っていくことが大事だと思います。そうすることによって、法的にこの設備はクリアしているのだから、これ以上上積みのことは言う必要は無いのではないかと、このようにやっていく必要があると思います。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

発言の前に質問をさせて頂きたいのですが、資料 5 の 4 ページ目に、協定の中で焼却灰あるいは、燃え殻を受け入れる際にはスラグ化、溶融化してください。それをやりましょうということになっていますが、これに対する今までの対応や現状はどうなのでしょうか。

(課長)

資料の最後の別紙 3 のところにもありますが、まず、経緯はどうなっているのかの話からさせて頂きますが、その表にありますように、当初の基本計画の時は、当然一般廃棄物の焼却灰、燃え殻が埋立廃棄物の中で埋まるということになっていました。その後、ダイオキシン問題が全国的に問題になった時に、焼却灰に対する安全性に対する疑問が出てきて、地元の方から焼却灰は入れては困るということがございました。その中で、平成 11 年 10 月の時点で、県としては無害化处理したものということで、結局、焼却灰と燃え殻そのものをそのまま入れないと、こういうことで決めてずっときているという状況でございます。

現実問題としましては、焼却灰と燃え殻は溶融スラグ化したものに限定したことから、溶融スラグ化したものは、当然リサイクルということで路盤材等に使用されていますので、JIS 規格からはずれたものを処分するための処分場になってしまっています。焼却灰に関しては、今はそういう状況です。

それで、規格からはずれたものはそんなに出てこないという状況もございまして、実際問題として、溶融スラグ化された焼却灰と燃え殻というものは搬入実績がございません。こういう状況でございます。

(委員)

分かりました。処分場が運転開始してからそれほど時間が経っていません。この時点で経営を論議し、処分場の延命を議論するという事は、これはある意味時宜を得ているかもしれません。しかしながら、この議論は、基本的に収支を改善せよと、それから延命措置を図れということのように思います。

それで、まず収支に関わることについてですが、処分場は必須の施設、これは無くてはならない施設であり、重要性から考えますとその収支を前面に打ち出すことはいかがかなと思います。

それから、第 2 点の焼却灰、燃え殻の処分に関しては、協定時点において、こういうものだったらよろしいでしょう、スラグだったらいいですよということになっていました。それが、再利用されています。現在、地域でスラグ化する施設は何か所かあります。

仮にこういうことが見えていたとして、当時から焼却灰は県外へ出していたわけですから、県内で一度も処分されなかった。そういう現実を考えますと、当時から一般廃棄物、市町村から出てくる焼却灰の処分に関して、それなりの手だてを講ずるべきではなかったのかと思うのです。

私の意見として、約束事を実行するのは社会一般の基本的なルールであり、これをしっかり実行していかなくてはならないということは、これは各自共通なことではないかと思っております。

とりわけ、この処分場は、先ほどからお話もございましたように、公共関与ということで、官の方は、県内に処分施設を持ちたいという願望、一方、地元住民は、安全性等に関する危惧との絡み合いの中で紆余曲折が大変有りまして、最終的に平成 18 年に協定ができました。この協定は、地元の人たちにとっては、唯一の拠り所なのです。

これをいろいろな経営的な観点、あるいは、処分場がなかなか埋まらないからという理由で、まだ運営が始まって間もない時点において、これを見直すということは、やや節操に欠ける部分では無いだろうか、というように思います。

それではどうするかということになります。必ずしも 5.5 年にこだわる必要もないし、その投資した資本を有効に活用する、十分に活用するということが重要だというように思うのですけれども、少なくとも、安全性を確保し、それから、できるだけ 5.5 年という期間が短くてもそれを守りましょうというのが、基本姿勢であるべきなのです。

例えば、スラグ化ができなかったら、スラグ化をどんどんしましょうとか、価格競争に負けるのであれば、引き下げてでも、これは費用負担が掛りますけれども、地元の理解を得ながら、できるだけ有効に活用するという努力を、まずしてみる必要があります。

これが大変重要でありまして、今の議論の中で、まだ経済情勢が悪いからとかいろいろな理由がございましょうけれども、できるだけそういう収支を黒に持ち込みながら、延命措置を図りましょうという議論の前に、やるべきことは無いのでしょうか。次の議論の中に、次の施設の計画もすでに動いているようでございますから、地元の人たちとの協定、これが実行されるか実行されないかということが重要でありましょうし、県民も官と民が約束したものがいかに守られていくかということに、関心を持っているはずでございます。官がやるべき仕事というのは、地元及び県民の共感を得るような、まず、努力、姿勢を示して、対策をとってみるというのが先にあり、その上で地元と話し合うということが大切なのではないかと思います。

報告書の中にありますように、基本的には地元の理解、県民の理解ということです。これは単に地元ということではなく、県民、県全体の理解を得るという意味では、約束事をできるだけ守りましょうという基本姿勢が無くてはならないと思います。さらに、私個人的には、5.5 年には、本当はこだわりたくない、有効に活用したいというように思いますけれども、まず、社会のルールである約束事をしっかり守ろうという姿勢が大変重要であると思っています。

(議長)

どうもありがとうございました。では、どうぞ。

(委員)

私も、約束を守るということは大事だと思います。今、一般廃棄物の焼却灰も入れてこの期間に満杯にしましょうという話で流れているような雰囲気なのですが、一般廃棄物の焼却灰を入れないという約束も地元との約束であったと思います。それにはやはり焼却灰のダイオキシンですとかのリスクを大きくとらえていると思います。スラグ化したものに限りしていますが、スラグ化する施設が県内に今 3 か所位あり、そこからの搬入で埋まるものなのかどうか分かりませんが、他のスラグ化しない焼却場の灰もス

ラグ化する施設に持って行きスラグ化して埋立てるのか、分からないのですが、スラグ以外の一般廃棄物も入れるというのは慎重に話し合いをして頂ければ良いと思います。

(議長)

ありがとうございました。他はどうでしょうか。

(委員)

基本的に皆さんの意識が、すべてのものを受け入れた方がいいという考え方でやってしまうと、やはり違うかなと思ってしまいます。反対の人たちは、未だにずっと反対しているのです。私などがここに座っているよりは、どうしてこの委員の中にその人たちも入っていないのかなとすごく不思議に思います。全く対立したところで、話を進めようとしても、私は先に進まないのかなと思いますので、この席、こういうところに、しっかりと反対側の代表の方が入ることではなくても、地域の住民の方が入るといふ配慮を是非して頂きたいと思います。その中で進めて頂きたいという考えがあります。

私たちは、基本的には、他人事では無いのですが、それに近い状態にあるかと思えます。地域住民の方たちが入らないで論議をしても、違った方向になってしまわないかなと心配です。話し合いの中で折り合いを付けながらやっていくということが、とても大事なことで、お互いに自分の考えだけを通すというやり方は無いと思うのです。両方がうまく折り合いを付けながらやっていける方法を模索する。片側だけでやっていくのは、それはかなり、偏ったものになってしまうことになります。

たくさんの資料も見させて頂きましたけれども、行政側が言われていることもよく分かります。私の知り合いにも反対側の方もいますし、その中で、しっかりと両方で話し合いを持って進めていかないと、たぶん先に進まないだろうなどは思います。受入れの種類を増やす増やさないということもそうです。単に、処分場を満杯にすればいいと思っていられる方もいると思うのですが、そうではないのだとしたら、そのところもしっかりと説明をしていかないと、地元の人たちも多分納得しないだろうなどと思います。地元住民と行政、そして第三者が入ったところで話し合いを持つということのを是非検討して頂きたいと思います。

(議長)

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(委員)

皆様方の意見を聞くと一つ一つがもっともだと思います。今日は収支の改善について、ある意味では財団の立場に立って議論をと思います。今お話を聞いていると、地域の方々は5.5年と最初から言われていたようですがけれども、焼却灰については計画の中で決まってきたようです。財団としては収支の改善、住民からすれば約束が守れるか、その問題について、私は現時点でどうこうとなかなか言えないという感じがします。

しかし、基に遡れば、県内に最終処分場がほとんど無いということが非常に大きな問題で、市民が、自分たちが出した焼却灰が県外へ行っていることをもっと深刻に受け止めなければならないと思います。そして、その前提の中で、県内にきちんとした最終処分場を造るということ、この大きな流れはすごく大切にしなければならないと思います。

明野についてはこう処理するかというのは、よく考えさせてくださいとしか言えないのですが、ただ、一般廃棄物の処理を見たときに、山梨県の人には危機感がないと思います。これは市もそうです。危機感がないという感じがします。ここで廃棄物部会もありますし、この件をきっかけに、あるいは、今後また、次の処分場の議論もあるかと

思いますけれども、常に、次期処分場を造りますと言っても、いかに減らすか、どういう仕組みを持つかということをよく認識しながら検討しなければならないかと思います。

(議長)

ありがとうございました。それでは、各委員からご意見がでました。まだ、ご意見がおありかと思えますけれども、だいぶこの件で時間を費やしましたので、とりあえずここで一つ目の収支改善策という部分につきましてはこれで終了させていただきまして、次の第二の項目の方に移らせて頂きたいと思えます。第二の項目「公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針」についてですけれども、まず、事務局からお願いします。

(2)公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針について

(事務局)

資料を基に説明

(議長)

どうもありがとうございました。第二の項目は、どちらかといいますと今後の、明野処分場のその後の処分場の整備についてであります。これに関してご意見あるいはご質問などありましたらいかがでしょうか。

(委員)

私は常々言っているのですが、処分場ありき、焼却場ありきの話はやめた方がいいと思えます。まずは、出てくる廃棄物をいかに減量化するかという施策と出てきた廃棄物をいかにリサイクルに回すかです。リサイクルに回すものは廃棄物とは言わないかもしれませんが、いかにリサイクルするかという視点に立って、この処理施設を整備すべきだと思えます。

ですから焼却場を造る前にリサイクル施設を造りましょうと、できる限りリサイクルに回せるものはリサイクルしようと、そういう流れを作り、その流れでどうしても出てくるものは焼却しなければならない、また、どうしても埋立てなければならないものは出てきます。それをよく見極めた上で焼却場とかは考えるべきであると、常々考えているところであります。そういう方向で施策を検討していただけたらと思えます。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

県内 5 地区に処分場を造ることが決められているということですが、今この明野の流れを見ていると、果たして本当にそれが必要で、造らなければいけない状況なのかということを、改めてきちんと考えていかなければならないかなと思えます。先ほどから県外に持って行っているという話もたくさん出ています。

例えば、明野で満杯にならないものが 5 地区に造ったときに、果たしてそれが満杯になるのでしょうか。公共関与で造るというのは、1 か所はいいかなと思えますけれども、それを 5 地区にといいのはいかがなものかなと思えます。

経済状況の変化だけではなく、環境に対する県民の皆さんの意識が変わってきていると思うのです。発生抑制の方へ考えはどんどんきているのかなと思えますので、もう一度このところはしっかりと論議をしていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

皆さんが言われる発生抑制のところでは、処分場ありきではなくて、ごみを減らすことが大事だと思います。現在、環境センター、焼却場というのは市町村がやるということになっていて、処分場は県が造るということで、そこが別というところに問題があるかと思います。

例えば、富士北麓東部ですと、山中湖は山中湖のやり方で行い、富士吉田は富士吉田のやり方で行い、河口湖は河口湖のやり方で行いバラバラです。また、焼却場の性能もバラバラですけど、もしかしたら、県がコーディネートして、富士北麓東部はスラグ化する施設が2か所位ありますが、そのうちの一つを残してあとは廃止するか、環境センターの整備のところから、県がコーディネートしていく必要があると思います。これから、処分場と別ではなくて、一緒にコーディネートしていく必要があると思います。

(議長)

ありがとうございます。他にありますか。

(委員)

先ほどからのご意見で、リサイクルその他廃棄物の再利用、3R、大変重要なご指摘だと思います。いずれにしましても、最終的にごみは発生します。処分場の計画は、時代に合わせて規模等は考えるにしましても、あるいは施設の安全性は考えるにしましても、一つの地域にもものを造ろうというときには、かなりの時間と反対、その他調整が必要でありまして、そう簡単には施設ができないということを考えますとかなり早い段階から、最終的に出てくるであろう廃棄物の処分のあり方を考えるのは大変重要なことだと思います。

県民一人一人が、県民全体が、県内から出るものを処分しましょうという姿勢が重要だという指摘がありましたけれど、まさにそういう意味では地域のバランスをとり、5つの圏域で処分場をお互いが負担しましょうという姿勢であります。ある意味バランス感覚のある配置をとっていると思いますから、時間スパンはともかくとして地域全体で、自県から出てくる廃棄物を最終的にお互いに負担しましょうというバランスとしてこの地域を考えるといいと思います。

峡北地域では稼働が始まって次の施設を今考えています。これは5.5年という約束事が実行されるとすれば次を用意しなければならないと思います。峡北地域に関しては平成5年にスタートして工事に着手出来たのは平成18年です。13年掛っています。これが参考になるとは思いませんけれど、こういう処分場は言ってみれば絶対必要な社会基盤施設でありながら迷惑施設である側面をもっています。どうしても地元の反対が起りがちでございます。この作業は全体の方針、それに基づいて調整と理解を得ていくというプロセスは早めに始めた方がいいのではないかと思います。基本的にはこの案に賛成したいと思っています。

(議長)

ありがとうございます。他にいかがでしょう。

(委員)

先ほどの産業廃棄物のデータでは計画当初は現状の3倍の最終処分量でありました。一般廃棄物は別の議論ですから、同様のデータを見る必要があるのではないかと思います。

す。今時点で平成 5 年に作った方針があるとして産業廃棄物、一般廃棄物の中間処理、最終処分はこれ位で、変化があればそれに織り込むのかもしれませんが、どういう姿になるのかという点検をするといいいと思います。この 5 地域には疑問があります。以前のとおりだとすると見直しをするということが必要ではないでしょうか。

(委員)

5 圏域、3 ブロックという話です。当時は経済状況からしても概ね 5 か所位は処分場が必要なという話です。3 ブロックは一般廃棄物の中間処理施設、熔融施設です。私は、両方含んだ中で 5 か所かなと思います。管理型の処分場 2 か所、3 か所が熔融施設かなと思います。各市町村に一つずつは無理ということです。技術的な面から、熔融施設は一回火を着ければ、365 日、火を消すわけにはいかないのです。そうしますと小さな市町村では排出される絶対数量が不足します。しかしながら、熔融しろとっているのですからそこに無理があると思います。そこをどうするのかということを考えなければならぬと思います。

一つ一つを冷静に考えてみますと、結局は県民一人一人の税金を使っているのですから、責任も分け合い、負担もしていくということが環境山梨なのだなと思います。まずそういう認識をいかに深めていくかということが大事でしょう。重要な部分はそういうところにあるのでは無いかと思います。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

20 年位前、自分のところの焼却場から出た灰がどこで最終処分されているのかということが全く分からなくて、ごみの追跡をしたことがあります。自分の町と隣の町の丁度境界の畑の道路から見えないところ、畑の奥の空き地に灰が全て野積みされていました。まだ、規制がないような時だと思います。驚いたのは、いったいここに自分たちの灰が野積みされているということを町の何人の人が知っているのかと思いました。かなり関心を持っていた自分たちも全然知らなくて、自分たちのごみの追跡をしたところで分かってきました。

全く新しい案かもしれないけれども県内に大きな処分場をいくつか造るということのもう一つの案として、自分たちの出したごみは、自分たちの身近なところで最終処分するということは、自分たちの責任のもとにおいてそれを管理していくところに繋がると思います。

自分たちのごみがどこでどうなっているのかを一人一人が知っていくことは大切なことだと思い町民の皆さんに見て頂きました。随分前の話です。その後規制がどんどんされていきました。自分たちのところではそんなことはできないので、県外にもっていくというやり方になったと思います。

本来、自分たちが出したものの処分は自分たちでやるということです。大きな規模のものを造るのではなくて、それぞれにあった規模のものを造っていくということも考えていくことが必要ではないかと思います。5 圏域構想というのも考え方の一つですが、もう一つ新しい考えがあってもいいのかなとは思っています。

(委員)

皆さんおっしゃることそれぞれごもっともだと思います。現在稼働している明野処分場は、住民との間にきちんとした約束事をして始めたわけですが、始まることについては、議会で問題になっていますが、既に議会も認めていることです。県民も認めてきたわけ

です。いざ、稼働してみたらたまたま社会情勢等含めて当初予定したよりは廃棄物が少ないという状況がでてしまったので、ある意味仕方がないことです。

我々も認めて来たわけですから、仕方がないということで、むしろここでうまくいかなかった部分を教訓にして、次はどうしたらいいのかということを考えていいと思います。たとえば、一般廃棄物の焼却灰は、今は受入れを実施していないわけですが、市町村にとっては何のメリットもない処分場になっています。今後県主体で造っていくようなことをするとしたら、市町村にメリットがでるような形に出来ないのだろうかと思います。次に生かすようなことをきちんと整理していったらいいのではないかなとそんな思いがしています。

(議長)

他にいかがでしょうか。この件よろしいでしょうか。次に3つ目として「その他」ということで事務局から説明をお願いします。

(3)その他について

(事務局)

現在の「山梨県廃棄物総合計画」は、平成22年度を目標とした計画であり、新たな計画を来年度から検討することとしております。

今後、廃棄物部会の委員の皆様にもご審議いただくこととなりますが、処分場整備を含めた廃棄物施策の方向性や皆様が取り組んでいる環境に係る活動状況等の情報提供などを含め、何かございましたらお話を伺いできればと思います。

(議長)

処分場のことだけではなく廃棄物施策全体ということで、本日紹介しておきたいということがございましたら発言をお願いします。

(委員)

私たちは使い捨て食器のごみを減らそうとしています。スローガンとして、ごみを出さない祭りを作ろうということで、イベントでの使い捨て食器をリユースすることによって、ごみを出さないイベントを提案しています。全国で最先端にあるのが実は山梨県です。先進地山梨ということで、私はあちこちへ行って話をしています。山梨県が主催するイベントでは原則使い捨て食器は使わないと、使い捨ての食器ごみは出さない方向でやっていただいています。

これが全県下に広がることによって環境山梨のひとつの山梨モデルだと思っています。山梨は先進地域になっていますので、こういうことを全国に向けて発信していけるようになればいいなど、県内で使い捨ての容器がたくさん使われていますし、これからの活動でこの運動を広めていって全国に誇れる環境山梨を発信していきたいと思っています。

(委員)

ごみの問題は県民一人一人が自分の問題としてとらえる必要があると思います。啓発活動が大事だと思います。私たちは学校などに出向いて環境教育を行っているのですが、その中身は地球温暖化防止ということで省エネをしましょうですか、ごみの削減などを行っています。

今、大学と共同で環境教育が果たして二酸化炭素削減、ごみの量が減ったことに果たして繋がるのか、実際数字として効果があるのか調査していますので、結果が出ましたらお知らせしたいと思います。環境教育を行って県民一人一人が本当に自分の問題として捉えられるように啓発活動をしていくということです。

(委員)

平成4年から山梨県下の小学、中学、高校生を対象に毎年バス1台を出し、県内からでる一般廃棄物、産業廃棄物がどのようなものがどういうところでどういう風にリサイクルされているか、選別等されているのかなどの環境教育を行っています。

昨年時には小学4年生ですが、市の浄水場と明野処分場の2か所に行ってきました。4年生の言葉として参考になりましたので紹介します。明野の問題も議論され話題になっているが、しかし、僕らが見て説明を聞き、これだけ性能が良く、構造も整備されているものであれば安心だなと思います。4年生の子どもがそういう風に言っていて、大人が何故分からないのか疑問に思うところです。

平成4年当初に環境教育に参加した子どもは既に大人になり家庭を築きテーブルを囲み夕食には環境について議論しているでしょう。そういうようなことも継続して行っているのは業界の中では山梨だけです。他県では年に1回位行っているところがあるようですが、ほとんど行っていません。子どものうちから環境教育が大事だなと思います。今後も継続してやっていきます。

(委員)

私たちがいろいろな取り組みをしていますけれども、それ以外にマイボトル運動をやっていきます。私はかならず持ち歩いています。これを皆さんが持つことにより、不要なペットボトルを出さないで済むわけです。このペットボトルの量たるや大変なものです。そのペットボトルを減らすことによってごみはかなり減量できます。これを何とかみんなの運動にして、リユース食器もとてもいいのですけれども、自分でマイボトルを持ち歩くことによって自動販売機を使わないなどそういうことこそ、温暖化にも貢献するし廃棄物の削減にも大いに貢献すると私は思っています。是非皆さんにこの運動を働きかけて頂きたいと思います。

(委員)

マイボトル、マイ箸、いろいろと先ほどから県民運動のことが出てきています。私たちは、マイバック運動を県民運動として進めてきました。県民運動にしていくその流れを作るきっかけの中で特に感じるのは、昨年県政の中で環境家計簿というものを33万部全戸配布しました。その回収率如何によってどれ位回収されたか、各市町村にも流れたりしたのですが、市町村を当たってみますと完全に全戸配布した町がどれだけあるのか、報告を受けていないのですけれど、その時の環境家計簿を33万部全戸配布するときに、回収体制はどうなのでしょうかと思いました。

最初に、実施する施策に対しては、どうまとめてどうやっていくかと考えてみると、県行政と市町村行政との関連性を強く強調したのですが市町村行政の担当者いわく、そんなものを市町村が受けるべきものではないというような意見で終わってしまいました。ひとつの団体がやったのでは広がらない県民運動も、行政が行った施策が28市町村に浸透していきながら県民を啓発していくということになれば少しでも前進するのではないかなと思います。

NPOとかいろいろな教育集団が関与しながら大きく拡大していくことを考える時に、これから市町村と県行政の共同の体制でそれぞれの役割分担をしながら点を線に面結びつけていく必要があります、最初の施策が最後にどう評価されるか、その評価の方策まで考えて政策が立案されていかなければいけないのではないかなと思います。環境家計簿の県民運動の中でつくづくそういうことを感じますので、これからその面では市町村とタイアップしながら環境活動を進めていかなければならないと思っています。

(委員)

私たちは、クリーンエネルギーを地域に広めるという運動を継続して行っておりますし、イベント時のごみの減量に関しても、私たちの会員だけでなく地域の方にもごみ減量に参加をしていただくということで、イベント時にはマイ食器を持ってきていただいでごみを減らすことをしています。センターが県内に3つあり、本部が1か所あります。そちらも全て環境配慮型のセンターで、太陽光や風力発電の他に、屋上緑化であったり、雨水を貯めたりという取り組みもしています。

2009年度に関しては、木質バイオマスについて様々なところと連携しながら地域に広めていけないかという取り組みをしています。環境家計簿も独自のものがあまして、エコアクションカレンダーという形で会員が簡単に取り組めるようなこともしています。また、役員もマイボトルを持ち歩くようにしています。理事会が月1度ありますが、それぞれの理事がマイボトルを持ってきています。

ペットボトルを減らすという取り組みでは日本ではまだ出来ていませんが、リユースペットの実証実験を開始していきまして地域の方たちに広めたいと思います。さらに、私たちは配送の車にBDFを使う取り組みをしています。

私たちが実施しているさまざまな取り組みが、地域の皆さんにとって環境について考えて頂くきっかけになれば良いと思います。

(委員)

ライフサイクルアセスメントという環境影響評価を研究しています。ごみ処理の中で県内から排出されているごみの総量の1/4位を生ごみが占めています。来年度から研究テーマとして生ごみをどう風処理していけばいいかということを考えたいと思っています。生ごみは水分が多いのですが、今はほとんどが燃やされています。そうすると水をただ単に燃やしているような状況でエネルギーを無駄使いしています。それをどうにかしようということで、燃やすことがいいのか、それとも堆肥化であるとかメタン発酵させてメタンを作るとかいろいろ新しいリサイクルが考えられます。

県内でどのような生ごみが出てくるのかどれだけ処理されているのかを調べ、環境にいいのはどれなのかを考えていきたいと思っています。4年間のうちに考えたいと思っています。皆さんにいろいろ意見を伺いたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(議長)

時間がだいぶ超過してしまいました。以上で議長の職を解かせて頂きます。どうもご協力ありがとうございました。

—終了—